

水府学院の沿革

- 昭和22年 東京少年院茨城農場として開庁（分院として）
昭和27年 本院昇格
昭和52年 短期処遇開始
昭和61年 全面改築竣工
昭和62年 長期処遇施設に改編
平成4年 一般短期処遇・特修短期処遇指定
平成17年 長期処遇施設に改編
平成24年 矯正教育プログラム(薬物非行)指導重点施設に指定
平成27年 少年院法改正 社会適応課程Ⅰに指定
特定生活指導(薬物非行防止指導)重点指導施設に指定
令和4年 少年法等の一部を改正する法律施行
保護観察復帰指導課程Ⅰ・Ⅱに指定（第5種少年院）

一日の生活

- 7:00 起床・清掃
7:30 朝食・洗面
9:10 出寮・朝礼・日課
11:50 昼食・余暇
13:00 昼礼・日課
16:30 洗面・夕食・余暇
18:30 日記記入・計画学習
19:55 余暇(テレビ視聴等)
21:00 就寝



(行事風景)



(中庭にある乙女の像)

明日への願い

水府学院

〒311-3104

茨城県東茨城郡茨城町駒渡1084-1

Tel 029(292)0054



教育対象

水府学院は、関東の家庭裁判所から保護処分として送致された主として16歳5か月以上20歳未満の少年で、義務教育を終了した者のうち、就労上、修学上、生活環境の調整上、社会適応上の問題がある者を収容し、社会適応を円滑に進めるための各種の指導を重点とした矯正教育を行う、第1種少年院及び第5種少年院が設置されている法務省所管の施設です。

教育方針

- 非行に対する真摯な振り返りを通して、非行への反省や被害者への謝罪の気持ちを深める。
- 教官による厳格かつ寛容なかかわりを通して、自らを律する心や思いやりの気持ちを育み、円滑に社会適応できる力を高める。
- 恵まれた自然環境条件などを生かしながら、健全な集団活動による豊かな人間的触れあいを大切に、可能性を引き出す。

教育内容

- 生活指導
基本的生活訓練、問題行動指導、治療的指導、被害者心情理解指導、保護関係調整指導、進路指導、特定生活指導(被害者の視点を取り入れた教育、薬物非行防止指導、性非行防止指導、暴力防止指導、交友関係指導、家族関係指導、成年社会参画指導)
- 職業指導
職業生活設計指導科、生活関連サービス科(環境整備班、洗濯班)、製品企画科(クラフトコース木工班、クラフトコース陶芸班、アグリコース)、ICT技術科、職業生活技能向上指導科(手工芸コース)
- 教科指導
補習教育指導、高卒認定試験受験指導
- 体育指導
- 特別活動指導
自主的活動、クラブ活動、
情操的活動、行事、社会貢献活動



運動会(フォークダンス)

入院から出院まで(社会適応課程 I)

標準教育期間はおおむね 11 か月

1級

おおむね3か月

再非行防止策を具体化し、主体的に行動する習慣を身に付け、実現可能な生活設計を立てる。



環境整備班



木工班

2級

おおむね6か月

非行と向き合い反省を深め、自制心や協調性を育み、問題改善に取り組み、勤労の精神を養う。



高卒認定試験



陶芸班



3級

おおむね2か月

生活の仕方を理解するとともに、自己の問題点を見出し、自己改善への構えを持つ。



行動訓練



ICT 技術科